

第2章 災害廃棄物処理対策

第1節 平常時（発災前）の対応

1 計画の策定、見直し

地域防災計画の被害想定等を踏まえ、発災後、速やかな対応が取れるよう、計画を策定する。平常時、初動期、応急・復旧期に区分し、策定後も、その内容や機能性を適宜、適切に確認し、計画の見直しを行うことで実効性を高めていく。

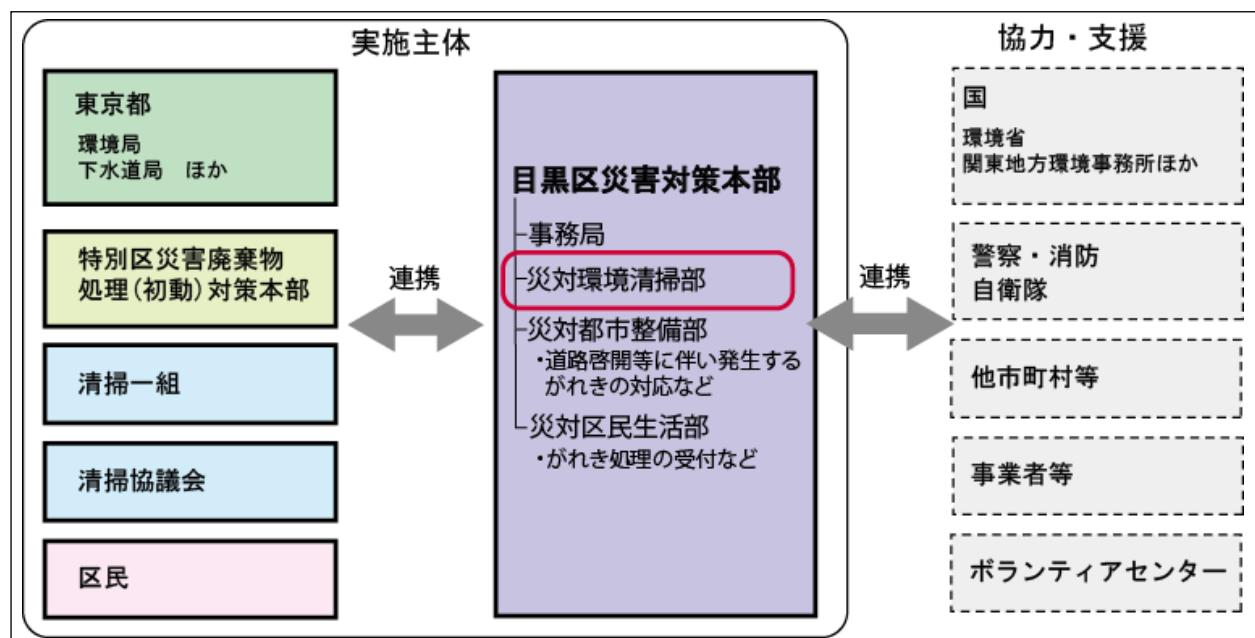
2 目黒区災害対策本部の体制

災害時には、地域防災計画に基づき、「目黒区災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。災害廃棄物処理は、災害対策本部により設置された災対環境清掃部が、災対関係部と連携して実施する。そのため、平常時から災対関係部の事務分掌や体制について整理する。

3 関係機関との共同処理体制の整備

他の実施主体（都、特別区、清掃一組、清掃協議会、事業者、区民）との協力・連携体制を構築し、災害時の円滑な災害廃棄物処理に備える。また、状況により、国（環境省等）、警察、消防、自衛隊、他市町村等とも連携して対応にあたる。

図2-1 災害廃棄物処理に係る連携のイメージ



4 近隣区等との共同処理体制の整備

（1）他区市町村との協定

区は、他区市町村との間で相互支援協定を締結しており、受援・支援の両面を想定した協力体制を構築している。区に被害が発生した場合には、被害状況に応じて、協定に基づき他区市町村に支援を要請する。そのため、平常時から協定内容の点検や見直しを図り、発災時に向けた協力体制を推進する。

※他区市町村との協定は、資料編 P30 を参照

（2）事業者との協定

災害時に事業者からの協力を得られるよう、事業者との間に協定を締結している。平常時から協定の締結を更に進めるとともに、協定内容の点検や見直しを図り、発災時に向けた協力体制を推進する。

※事業者との協定は、資料編 P31 を参照

5 災害がれきの処理対策

（1）地震災害による災害がれき発生量の推計

区で想定される災害がれきの発生量は、以下のとおりである。

※災害がれきの発生量の推計方法は、資料編P35を参照

表 2-1 東京湾北部地震(冬の18時)の災害がれき発生量推計

建物被害 ※1	項目	構造	被害棟数	
	全壊棟数	木造	2,143	棟
	半壊棟数	非木造	395	棟
		全体	2,538	棟
	木造	4,905	棟	
	非木造	1,220	棟	
	全体	6,126	棟	
	焼失棟数	全体	11,232	棟
被害要因別内訳	項目	重量		
	木造がれき発生量	271,594		t
	非木造がれき発生量	626,216		t
	焼失がれき発生量	254,944		t
	合計	1,152,753		t
種類別内訳 ※2	項目	重量		体積
	木くず	71,792	t	130,531 m ³
	その他（可燃）	18,585	t	18,585 m ³
	金属くず	52,012	t	46,029 m ³
	コンクリートがら	811,976	t	548,633 m ³
	その他（不燃）	198,387	t	198,387 m ³
	合計	1,152,753	t	942,165 m ³

注1) 小数点以下の四捨五入により合計は合わないところがある。

注2) 「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」の推計式で算出したため、災害がれき発生量は地域防災計画の震災廃棄物量（117万t）とは異なる。

※1 出典「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月 東京都防災会議）

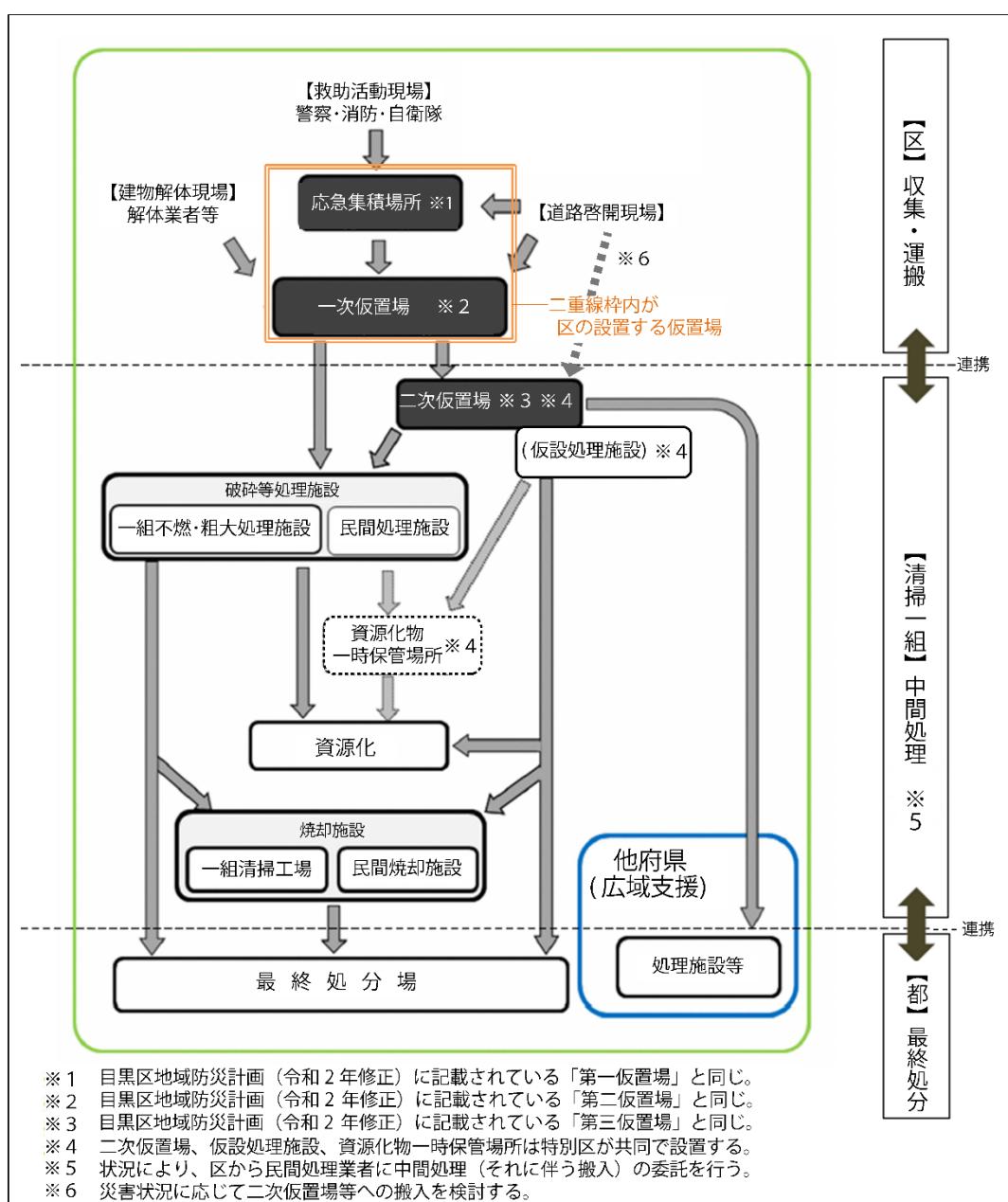
※2 出典「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27年3月 特別区清掃主管部長会）

（2）処理フロー

災害がれきの処理は区が主体となって行うものではあるが、災害状況により、特別区から発生する災害がれきとして、清掃一組及び特別区と一体となって対応する。また、災害の規模が大きく清掃一組や特別区が運営する処理施設だけでは処理が追いつかない場合には、地方自治法に基づき、都に委託して広域での処理を行う。

発災直後には迅速に必要な人員、車両、処理機材を確保し、収集・運搬及び処理を実施できるよう、平常時から、災害時に必要な情報を把握、整理する。

図 2-2 災害がれきの処理フロー



出典「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成27年3月 特別区清掃主管部長会）を編集

6 生活ごみ（片付けごみ・避難所ごみ）の処理対策

（1）平常時の取組

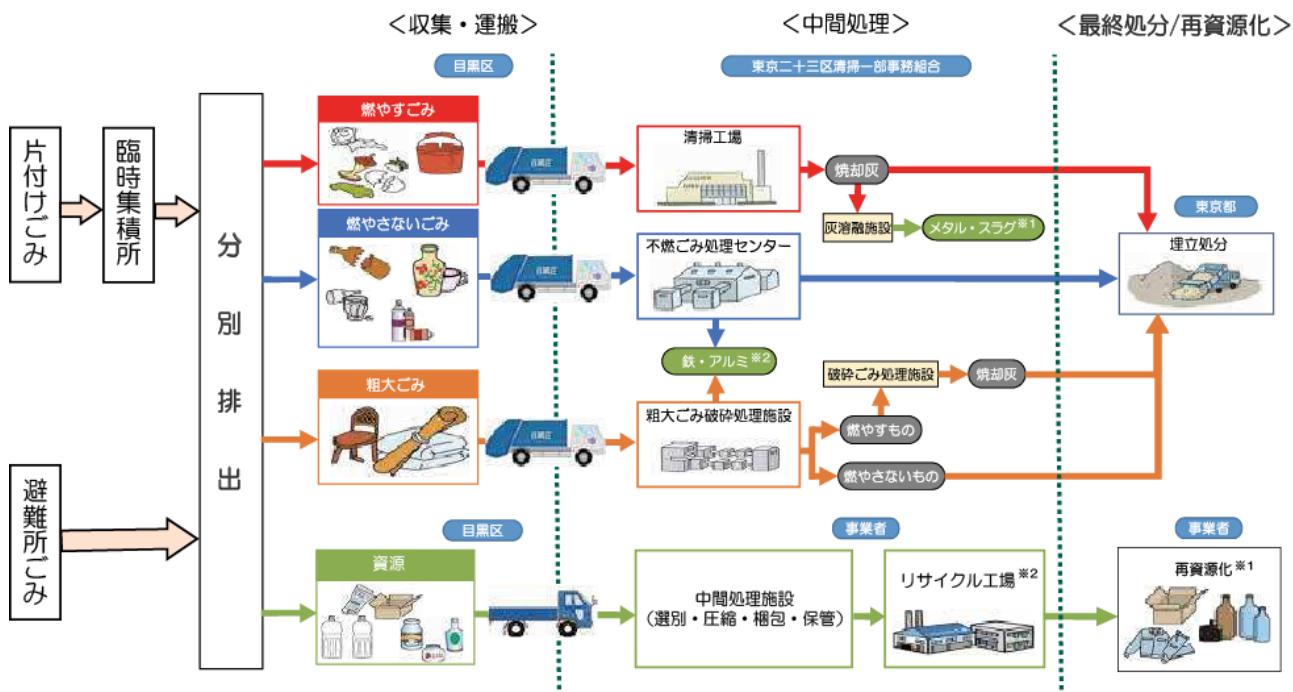
発災直後から迅速に対応するため平常時の取り組み事項を次に示す。

- ・緊急通行車両の届済証の準備
 - ・臨時集積所の検討
- 区立公園・児童遊園等を利用し、住民が自ら持ち込む場所として設置する。
- ・年1回、特別区と清掃協議会における、災害時における雇用車両の災害時配車訓練の実施

（2）処理フロー

収集・運搬は区、焼却・破碎等の中間処理は清掃一組、最終処分は都が、それぞれ分担・連携して処理を行う。

図 2-3 生活ごみの処理フロー



※1 廃溶融施設からのメタル・スラグは、再資源化する。

※2 不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設からの鉄・アルミは、リサイクル工場へ運搬する。

出典 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月）を編集

7 し尿の処理対策

（1）し尿収集必要量の推計

「首都直下地震等による東京の被害想定（平成24年4月 東京都防災会議）」では、災害発生時には、区内の上水道の40.1%、下水道の30.3%に被害が想定されている。これらの情報や想定される避難者数より、し尿収集必要量を推計する。

※し尿収集必要量の推計方法は資料編P37、推計結果は資料編P38を参照

（2）処理フロー

し尿処理については、平常時のし尿処理と同様の処理を行う。

図2-4 し尿等の処理フロー



出典 「目黒区一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月）を編集

（3）平常時の取組

災害で上下水道が損傷を受けた場合、上下水道の復旧（特に下水道の復旧）には時間要することが考えられる。このため避難所生活者のほか、自宅避難者も利用できるトイレの整備が必要となることから、区では以下の取り組みを行う。

- ① 各避難所に凝固剤を配備し、簡易型トイレの導入を促進する。
- ② 区民や事業所に対しても簡易型トイレの備蓄について啓発に努める。
避難所運営訓練においては、災害用トイレの設置訓練等を実施する。
- ③ 仮設トイレ等のし尿処理は、危機管理課、防災課、清掃リサイクル課、清掃事務所及び都下水道局であらかじめ協議し、収集搬送態勢を整備する。
- ④ 災害時に安全かつ迅速に対応するため入孔蓋開閉訓練を実施する。

8 仮置場候補地の選定

（1）仮置場の種類と機能

道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物（がれき）を集積する「応急集積場所」を整備する。また、積替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として「一次仮置場」を整備する。災害廃棄物の減容化及びリサイクルのための処理を行う「二次仮置場」については、区による設置ではなく、特別区災害廃棄物処理対策本部が特別区内に複数箇所の設置を想定している。

表 2-2 仮置場の種類と機能の概要

仮置場の分類	使用目的
応急集積場所	緊急道路障害物除去により収集したがれきを処理体制が整うまで仮置きするために設置する。障害物除去終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積替え用地として使用する。
一次仮置場	緊急道路障害物除去終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用し、がれきや生活ごみの積替え用地として使用する。 臨時集積所、応急集積場所から区が回収したがれきや生活ごみを集積し、選別処理を行うための大規模な仮置場として設置する。設置場所は搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して選定する。処理施設又は二次仮置場に搬出するまでの間の保管に使用する。
二次仮置場	一次仮置場のがれきを集積し、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。また、仮設処理施設として、廃木材・コンクリートがらを可能な限り再利用するため、簡易粉碎機等を導入し、廃木材、コンクリートがらを可能な限り減容する。 特別区災害廃棄物処理対策本部が特別区内で複数箇所の設置を想定している。

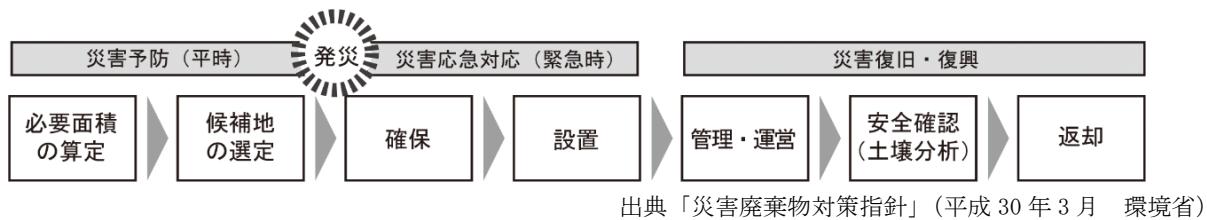
出典「目黒区地域防災計画」（令和2年12月）を編集

（2）仮置場候補地の選定

災害発生時に速やかに仮置場の設置が行えるよう、仮置場候補地として活用可能な場所の調査、協議を行い、利用の可否を判断する。候補地選定は、区有地の公園や運動広場等を基本に行うが、必要面積の確保が困難な場合等においてやむを得ず都有地、民有地、国有地を借地する場合も想定されるため、賃借契約や返還等の規定について検討する。

仮置場を返却する際は、土壌分析を行う等、災害廃棄物による汚染がないことを確認するが、迅速な処理終結のために、返却ルールを検討する。

図 2-5 仮置場の検討フロー(例)



出典「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月 環境省）

（3）搬入出ルートの検討

仮置場へのアクセス・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート・アスファルト・砂利舗装された道路（幅6m程度）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。仮置場の地盤について、特に土の上に集積する場合は、散水に伴う建設機械の作業性の確保や土壌汚染防止のため、仮設用道路等に使うアスファルト舗装や敷鉄板等により手当てる。

（4）必要面積の算定

災害発生後は、仮置場必要面積の算定を進めるとともに、災害状況に応じて調査等に基づく候補地から、災害対策本部等と調整の上、応急集積場所、一次仮置場を設置する。

なお、実際に災害廃棄物の処理を行う場合には、災害の種類、倒壊家屋の解体現場からの搬入及び処理施設への搬出状況、災害廃棄物処理の全体の進捗によって、必要面積は変動する。

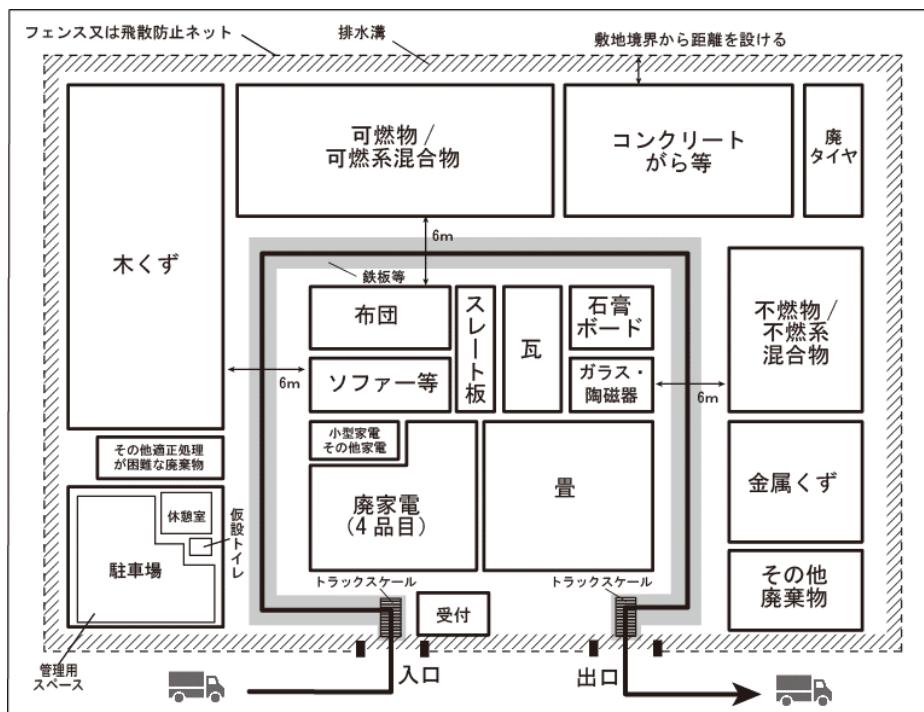
※仮置場の必要面積の算定方法及び結果は、資料編P39を参照

(5) レイアウトのイメージ

仮置場内は搬入車両が一方通行で完結するレイアウトとし、重機による分別作業や搬出作業のためのスペースを設け、廃棄物の積み上げ高さは5m以下となるように注意する。

一次仮置場について、種類ごとに災害廃棄物を集積できる規模の用地確保が困難な場合は、複数箇所に設置して、各仮置場で集積する災害廃棄物の種類を区分する。

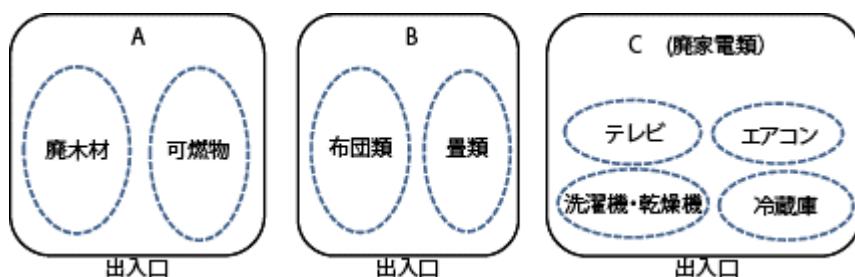
図2-6 一次仮置場のレイアウト例



出典「災害廃棄物対策指針技術資料」（平成31年4月 環境省）を一部編集

区内の各仮置場（特に応急集積場所）の規模を考慮すると、上図のような多種類の分別区分を設けることは困難な場合が多いと考えられることから、各仮置場で集積する災害廃棄物の種類をあらかじめ区分し、「廃木材・可燃物」、「布団類」、「畳類」、「廃家電類」のように搬入物を決めて周知し、分別搬入されたものを速やかに搬出していくことにより、災害廃棄物の処理を迅速に行うよう努めることとする。

図2-7 応急集積場所のレイアウト例



9 区民への広報

災害時における廃棄物を適正かつ迅速に処理するためには、平常時において排出者がルールを厳守することはもちろん、発災直後の混乱状態においても、災害廃棄物等の不法投棄を防止し、分別を徹底する等、区民及び事業者の理解と協力が必要である。

そのため、区は、災害廃棄物の分別の重要性やその方法、仮置場の設置の考え方等について、区報やホームページ、暮らしのガイド等において啓発・周知を行う。

表 2-3 災害廃棄物処理に関する事前広報の主な内容

発信する情報の種類等		啓発・周知すべき主な内容
全般	災害廃棄物の分別の徹底の重要性	<ul style="list-style-type: none">分別を適正に行わないと早期の復旧・復興の妨げとなるため、分別の重要性とその概要
	災害時の窓口、情報伝達方法等	<ul style="list-style-type: none">災害時の問い合わせ窓口や情報伝達方法・ルート等
がれき	仮置場の設置の考え方	<ul style="list-style-type: none">仮置場の設置の考え方（開設方法、利用方法、環境保全対策等）
	倒壊家屋の解体等	<ul style="list-style-type: none">倒壊家屋の解体・撤去に関する手続き方法等
片付けごみ・避難所ごみ	災害時の分別・排出ルール	<ul style="list-style-type: none">災害時の分別・排出ルール、通常とは異なる注意点（腐敗性廃棄物の優先排出等）臨時集積所の設置の考え方（開設方法、利用方法、環境保全対策等）避難所での分別方法（感染性廃棄物の注意も）
	不適正な処理の禁止	<ul style="list-style-type: none">不法投棄、便乗ごみ（被災に関係ない粗大ごみ、事業系ごみ等）の排出、野焼き等の禁止
	災害後に排出されるごみの事前抑制対策	<ul style="list-style-type: none">災害後に片付けごみ（使用不能で廃棄する家具等）をなるべく出さずに済むよう家具転倒防止対策等の実践の呼びかけ使用予定がないまま保管している家具等の不用品があれば、事前の処分や資源化をしておく等の対策
し尿	家庭における備蓄	<ul style="list-style-type: none">簡易（携帯）トイレ等の家庭での備蓄
	仮設トイレ等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none">仮設トイレ、マンホールトイレ等、断水時に使用できるトイレ設置に関し、防災訓練等の機会を含めた事前周知

第2節 初動期（発災～発災後約1か月）

1 庁内体制の整備

区は、第2章第1節2「目黒区災害対策本部の体制」(P11)にて示した災害対策本部を設置し、組織体制を整える。職員の収集度合い等により組織体制を構築できない場合は、庁内の応援や他の地方公共団体からの人的・物的支援を考慮した段階的な体制構築を検討する。

2 情報収集・連絡

災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う観点から、災害が発生した直後から、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生量等について優先順位をつけて収集し、都をはじめとした関係機関へ連絡する。

連絡にあたり、区は都をはじめとした外部組織との連絡手段を確保するとともに、所管施設、被災現場で情報収集する職員等との連絡手段を確保する（移動型防災無線、携帯電話等）。

3 記録

災害対応の検証や国庫補助金の申請の基礎資料として、被災状況、対応状況等の内容や写真等の記録を行う。特に発災直後の混乱期の資料は失われやすく、時間の経過とともに資料の散逸や記憶の忘却等が起こる。そのため、可能な限り早期から記録を開始し、時間と場所が明確に分かるように整理する。

4 関係機関との連絡体制の整備・連携

人材や資機材が不足し、区だけでは災害廃棄物処理のための十分な体制が構築できない場合、以下の（1）から（4）までに示す他の実施主体との協力・連携体制を整える。また、被害状況に応じて、（5）に示す事業者も含め、平常時に締結した協定締結先団体との協定を活用し、人材や資機材の支援要請を行う。

※災害廃棄物処理の協力協定は、資料編P30～P31を参照

（1）各特別区

区は、被害状況に応じて、平常時に締結した協定に基づき、物資や人材等の支援を要請する。

（2）清掃協議会

区は、被害状況に応じて、重点作業の支援を要請する（清掃協議会は、事業者団体と「災害時における雇用車両の運用に関する協定」を締結している）。

（3）特別区等の共同処理組織

特別区、清掃一組、清掃協議会及び都は、それぞれが相互に連携を図り、特別区全体で円滑に処理が行えるよう「特別区災害廃棄物処理初動本部」を設置する。特に中間処理及び最終処分については、特別区の共同処理を基本とし、各区で発生した災害廃棄物を共同処理する二次仮置場、資源化物一時保管場所を設置する。

（4）東京都

都は、被災区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、災害の被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合等、「地方自治法 第252条の14」の規定に基づく事務委託を受けて、被災区に代わって都が処理主体として直接、廃棄物処理を担うことができる。

（5）事業者

災害廃棄物処理の知見、能力を有する事業者は、被災状況に応じて、平常時に締結した協定に基づき、災害廃棄物の処理に協力する。

5 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、被災家屋調査、道路障害物等の結果に基づき、災害廃棄物の発生量を推定し、「一次仮置場」の設置状況、要処理量、処理可能量、処理方針等を整理した災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）を策定する。策定にあたっては、都環境局等との連絡調整を行う。

なお、実行計画は、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて適宜見直しを行うものとする。

6 処理の基本原則

（1）災害がれきの処理対策

災害がれきの処理は、区が主体となって行うものではあるが、災害状況により特別区から発生する災害がれきとして、清掃一組及び特別区と一体となって対応する。また、特別区災害廃棄物処理対策本部では、特別区、清掃一組、清掃協議会、都、事業者が緊密な連携を図りながら処理を行う。

なお、災害がれき処理の際は、被害状況に基づいて災害がれきの発生量を推計する。

※災害がれきの発生量の推計方法は、資料編P35を参照

（2）生活ごみ（片付けごみ・避難所ごみ）の処理対策

発災後は道路やごみ集積所の被災状況、避難所開設状況、帰宅困難者数等の情報を収集し、適切なごみ収集ルート等の検討、必要収集量の推計を行う。また、避難所や家庭等に対して、ごみの排出方法について周知を行う。

生活ごみの収集・運搬、処理については、腐敗性が高く、衛生上速やかに処理を必要とする生ごみ等から優先的に処理を行う。処理体制は平常通りを基本とし、収集・運搬は区、中間処理は清掃一組が主体となって行う。

※生活ごみの発生量の推計方法は、資料編P35～P36を参照

（3）し尿の処理対策

し尿処理については、平常時のし尿処理と同様の処理を基本とする。

被災状況をもとにし尿収集必要量を推計し、適切な運搬計画を策定する。

なお、被災が広範囲に及ぶときは、仮設トイレのし尿を収集・運搬するバキュームカーを特別区災害廃棄物処理対策本部と調整し確保する。不足する場合は、都に支援を要請する。

※し尿収集必要量の推計方法は、資料編P37参照

（4）区民への広報

臨時集積所の開設場所や排出ルールを周知する。災害廃棄物の不法投棄を防止し、分別を徹底するには、発災直後の広報が重要であるため、区は、発災後直ちに必要な広報活動を実施する。特に水害の場合は、水が引くと被災住民が一斉に災害廃棄物を排出する傾向があることを踏まえ、迅速に情報を周知する。初動期の広報は迅速性が重要なため、防災無線や巡回車等を効果的に活用する。

7 仮置場の設置・運営

（1）必要面積の推計

把握した被害状況に基づき、仮置場の必要面積を算定し、調査等に基づく候補地から、災害対策本部等と調整の上、応急集積場所、一次仮置場を設置する。

※仮置場の必要面積の算定方法は、資料編P39を参照

（2）仮置場の設置

道路啓開や救助捜索活動に伴い撤去する必要のある建物等の損壊物や被災住民が排出する災害廃棄物のうち、処理施設に搬入できないものを一時的に保管する場所として、早急に仮置場を設置する。平常時から選定した候補地より仮置場を決定し、第2章第1節8（5）「レイアウトのイメージ」(P19)を参考に仮置場を設置する。

なお、大都市災害では、発災時に家電、自動車等が大量に災害廃棄物として発生することが予想されるが、その処理のための手続に時間を要する可能性がある。そのため、これらを一時的に保管する場所も確保する。

（3）仮置場の運営

一度、仮置きされた災害廃棄物が混合状態となると、その後の分別・回収が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化につながる。発災直後から分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するとともに、分別された廃棄物が混合状態にならないように適切に管理する。

また、災害廃棄物の処理が滞ることがないよう災害廃棄物の処理に関する事項を日々把握、整理しておく。

（4）生活環境の保全

地域住民の生活環境の保全と作業従事者の安全性の確保に努めるとともに、必要に応じて仮置場における大気、騒音・振動等の環境モニタリングを行う。そのうえで、必要に応じて悪臭及び害虫の発生防止、粉じん飛散防止等の対策を事業者に委託して実施する。

※環境影響と環境保全策は、資料編P40を参照

（5）作業の安全性の確保

災害廃棄物を高く積み上げた場合、廃棄物から発生するメタンガスに蓄熱で引火することによる火災の発生が予想されるため、ガス抜き管等により火災を未然に防止するための措置を実施する。

火災が発生した場合は、消防と連携して適正かつ迅速に消火活動を行う。

（6）有害物質及び危険物

有害物等の漏洩がある場合は、事業者に応急処置を行うよう指示し、適正処理の完了報告を受ける。

ただし、二次災害の発生の恐れが切迫している場合には、消防等の機関に対して中和処理等の応急処置を要請する。

なお、止むを得ない事情により事業者が自ら処理をすることができない場合には、事業者の意思を確認したうえで区が有害物等の処理を行う。この場合についても、消防等の応急処置が完了し安全が確保されてからの対応とする。

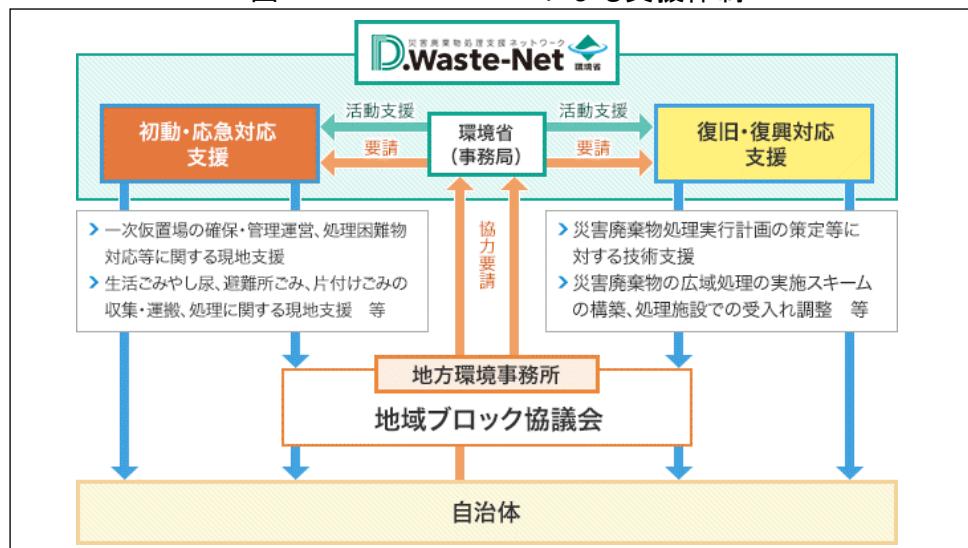
※危険物早見表は、資料編P42参照

8 受援体制の整備

（1）D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

都内だけでは十分な処理体制が構築できない場合は、環境省・地方環境事務所を中心として国立環境研究所その他専門機関、関係団体から構成される「D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）」の仕組みも活用する。発災後は都を通じて要請を行う。

図2-8 D.Waste-Netによる支援体制



出典「環境省災害廃棄物対策情報サイト『D.Waste-Netの災害時の支援の仕組み』」

（2）警察・消防・自衛隊

災害発生時、特に初動期においては、迅速な人命救助を優先しなければならない。区は警察・消防・自衛隊（以下「警察等」という。）と連携し、道路上の災害がれきの撤去や倒壊家屋の解体・撤去等を迅速に行う。また、警察等との連携・連絡調整にあたっては、情報の一元化の観点から災害対策本部と調整の上、地域防災計画に基づいて対応する。

（3）他区市町村等

被害状況に応じて、平常時に締結した協定に基づき、応急物資（食料品、生活必需品、応急対策資機材、その他）の提供支援を要請する。

※他区市町村との協定は、資料編P30を参照

（4）事業者

被害状況に応じて、平常時に締結した協定に基づき、物資の輸送、燃料、非常無線、情報発信、し尿処理等の支援を要請する。

※事業者との協定は、資料編P31を参照

（5）ボランティア

災害廃棄物処理においてボランティアに協力を依頼する必要がある場合は、目黒区災害対策本部の依頼により目黒区社会福祉協議会が立ち上げ管理運営する「災害ボランティアセンター」に一般ボランティア派遣を要請する。

第3節 応急・復旧期（発災後約1か月～3年）

1 被災状況の集約

初動期から継続して情報を集約し、災害廃棄物の発生量を見直し、仮置場の必要面積の再度の算出等を行う。

また、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に活用するため、初動期から引き続き、被災現場や仮置場等災害廃棄物処理対応の状況を写真等により逐次記録する。

2 災害廃棄物量等の見直し

発生量を基に、現時点で処理しなければならない災害廃棄物量を要処理量として逐次把握する。公費解体の受付状況や各仮置場への搬入状況を踏まえ、随時、発生量及び要処理量の見直しを行うとともに、各処理施設の復旧見込時期や稼働状況を踏まえ、処理可能量を見直す。

定めた期間で処理するにあたって、要処理量に対する、処理可能量が不足する場合は、更なる処理可能施設を抽出するとともに、仮設処理施設の設置や自区域外での広域処理の調整を急ぐ。

3 災害廃棄物処理実行計画の見直し

処理の進行に応じて、廃棄物の発生量等の見直しが行われた場合には、以下の時期に実行計画の更新を行う。

- ・がれきの推計量を見直したとき
- ・仮設処理施設での処理見込量を修正したとき
- ・広域処理の受入見込量を修正したとき
- ・仮設処理施設の建設契約をしたとき

4 区民への広報

平常時の収集への移行を視野に広報活動を検討する。正確な情報を適切に伝えるために効果的な広報媒体として広報紙やウェブサイト、SNS等を活用し、分かりやすい周知を行う。

5 仮置場の運営、原状回復

仮置場の使用は短期～中期の使用が想定されることから、引き続き分別の徹底や環境モニタリングにより、衛生面、安全面に留意する。

また返却にあたっては、土壤分析を行う等、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合は、広域処理を特別区や都と協議する。

6 倒壊した建物の解体・撤去

倒壊した建物の解体・撤去は、原則として所有者が行うこととなる。ただし個人住宅に限り、特例措置を国が講じた場合、区民からの申請受付、解体業者等との契約について区（災対都市整備部）が行うとともに、処理についての指導等を行う（公費解体）。

※倒壊家屋の解体・撤去の手順は、資料編P43を参照

7 環境モニタリングの実施

仮置場の運営や倒壊家屋の解体・撤去等により、周辺環境への影響や労働災害を防止するために、必要に応じて環境モニタリングを実施する。

※環境影響と環境保全策は、資料編P40を参照

8 貴重品・思い出の品

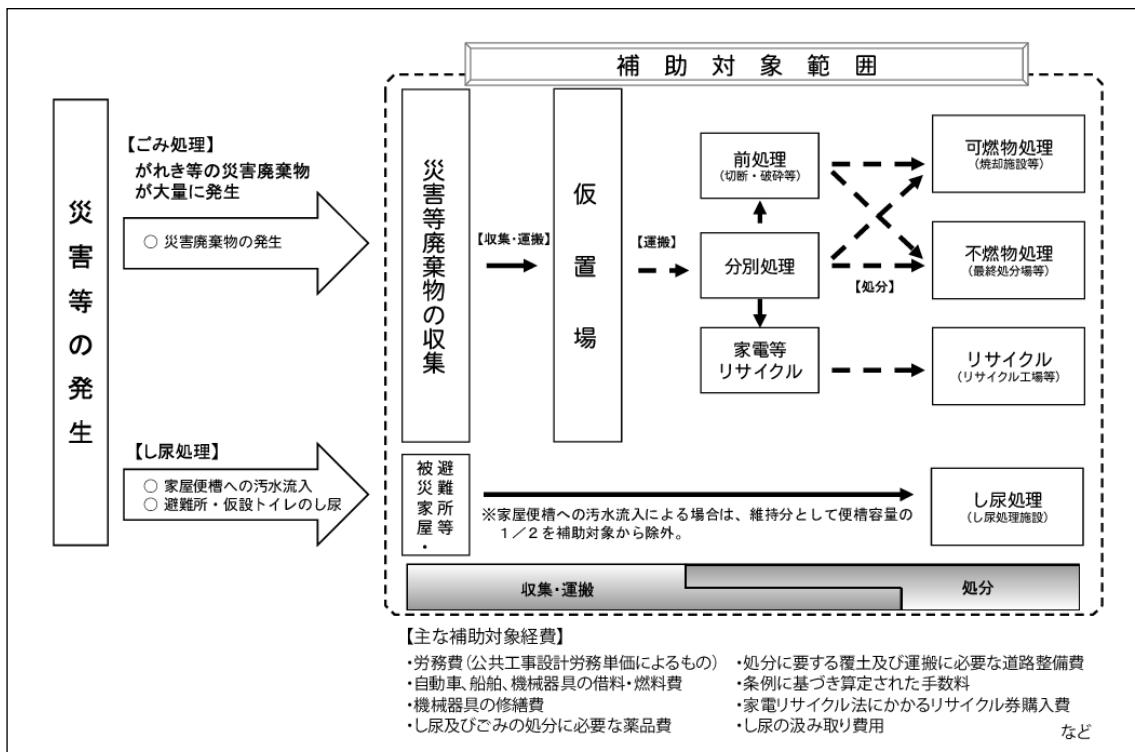
遺失物法等の関連法令での手続きや対応に基づき処理する。

9 国庫補助金の対応

災害時には、災害の規模により、国庫補助金が適用される。区は被災状況や処理に係る事業費の見込み額等を記載した災害報告書を作成し、都を通じて補助金申請手続きを行う。

※国庫補助金の概要是、資料編P43参照

図2-9 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象範囲



出典「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月 環境省）を編集